

# 【重要事項説明書】

## 指定居宅介護支援

令和7年4月版

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、社会福祉法人健寿会(以下「本会」という)が開設する、在宅介護支援センタープルミエ岡山(以下「事業所」という)が契約者(以下「利用者」という)に説明する、サービス内容及び重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業所の名称等

法人種別	社会福祉法人 健寿会
事業所の名称	在宅介護支援センタープルミエ岡山
事業所の所在地	岡山市南区北浦100番地
管理者の氏名	大饗 一美
電話番号	086-267-2311
ファックス番号	086-267-2488

### 2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所が行う、指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。 利用者の心身状態、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅介護支援を行うものとする。

### 3. 職員の職種、員数及び職務内容等

職 種	員数	職 務 内 容 等
管 理 者	1名	本会理事長の命を受けて、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
介護支援専門員	常 勤 1名 非常勤 1名	介護支援専門員は、指定居宅介護支援及び居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画に沿った居宅介護サービスの実施が行えるよう調整を行う。 又、介護支援専門員は、業務の状況に応じて増員する。なお、当該増員については非常勤の者を充てることができるが、人員の配置については、基準を遵守する。

#### 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前9時から午後6時まで

#### 5. 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額

1) 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりです。

利用者の相談を受ける場所	在宅介護支援センタープルミエ岡山
使用する課題分析表の種類	居宅サービス計画 ガイドライン
サービス担当者会議の開催	必要に応じて随時実施する
介護支援専門員の居宅訪問頻度	月1回以上

2) 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりです。

1. 要介護認定の申請などに係る援助

2. 居宅サービス計画の作成

利用者は複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。

又、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

3. 居宅サービス計画に沿った居宅介護サービスの実施するための調整

4. その他総合的な相談援助

利用者が入院する必要がある場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所にお伝えください。

3) 指定居宅介護支援に係る費用は次のとおりです。

居宅介護サービス計画費、及び居宅支援サービス計画費等に係る費用については、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、費用の支払方法など法定代理受領サービスの規定によるものです。

※指定居宅介護支援に係る利用料金は別紙1参照

4) 前6月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合等

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。

#### 6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は岡山市光南台中学校区に限る。

#### 7. 秘密の保持

1) 事業所の介護支援専門員は、業務上知り得るご利用者又はそのご家族の秘密を正当な理由がない限り漏らしません。

2) 事業所の介護支援専門員であったものに、業務上知り得るご利用者又はそのご家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護支援専門員との雇用契約の内容とします。

3) ご利用者の個人情報を用いる場合にはご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個

人情報を用いる場合には当該ご家族の同意を得ない限り、介護支援専門員にサービス担当者会議、サービス事業者との連絡調整等において、ご利用者又はご利用者ご家族の個人情報を用いさせません。

## 8. 苦情等申立先

ご利用サービスについての相談・苦情がございましたら、お気軽に相談ください。責任をもって対応させていただきます。

### 【事業所内の相談・苦情窓口】

相談・苦情窓口	在宅介護支援センタープルミエ岡山 電話：086-267-2311
苦情受付解決責任者	大饗 一美
ご利用時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後6時
その他	ご意見箱の設置をしておりますので、ご利用ください。

### 【事業所以外の相談・苦情窓口】

岡山市の受付窓口 (介護サービスに係る苦情解決)	岡山市事業者指導課 岡山市北区大供3-1-18 KSB会館4階 電話：086-212-1012 FAX：086-221-3010
	岡山市介護保険課 岡山市北区鹿田町1-1-1 電話：086-803-1240 FAX：086-803-1869
岡山県の受付窓口 (介護サービスに係る苦情解決)	岡山県国民健康保険団体連合会 岡山市北区桑田町17-5 電話：086-223-8811
岡山県の受付窓口 (福祉サービスに係る苦情解決)	岡山県社会福祉協議会運営適正化委員会 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ3階 電話：086-226-9400

## 9. 事故発生時の対応

- 1) 迅速な事故処理をおこないます。
- 2) 速やかに、利用者の家族、市町村及び県、サービス事業者等に連絡をおこない、必要な措置を講じます。
- 3) 損害賠償の責任を負う必要があるときは、速やかに応じます。
- 4) 事故が発生した原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 5) 事故の状況および事故に際してとった処置について、記録をいたします。
- 6) 損害賠償責任保険に加入しています。

## 10. 虐待防止の支援

- 1) 事業所は、利用者の人権と擁護及び虐待防止のため、管理者を虐待防止に関する責任者とし、虐待防止の啓発・普及のため研修を行い、虐待防止のために必要な措置を講じます。
- 2) 事業所は、事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

### 【虐待防止相談窓口】

岡山市高齢者福祉課 (岡山市保健福祉会館内)	岡山市北区鹿田町1丁目-1-1 電話:086-803-1230
岡山市南区南地域包括支援センター (南ふれあいセンター内)	岡山市南区福田690-1 電話:086-261-7301

## 11. 成年後見制度活用の支援

事業所は利用者と適切な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

### 【相談窓口】

岡山家庭裁判所	岡山市北区南方1丁目8-42 電話:086-222-6771
※申立用紙なども置かれており、相談・申立て手続きの窓口。	
岡山市役所の相談窓口 (岡山市の相談窓口)	岡山市北区鹿田町1丁目1-1(岡山市保健福祉会館内) 福祉援護課:電話:086-803-1216 高齢者福祉課:電話:086-803-1231 保健管理課:電話:086-803-1251 他お近くの各福祉事務所
※身寄りが無い等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。又、市長申し立てを行った方で、後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。	
財団法人リーガル・エイト岡山 高齢者・障害者支援センター	岡山市北区南方1丁目8-29(岡山弁護士会館内) 電話:086-223-7899
※法律の専門家の方が相談にのってくれます。事前に電話確認してください。	

## 12. 利用者から事業者への緊急連絡先

サービス提供時に事故、体調の急変等が生じた場合は、緊急時の連絡先(家族など)、かかりつけの医療機関、救急医療機関に連絡を行う等の、必要な対応をいたします。

## 13. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し、研修及び訓練を行います。又、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害に必要な措置を講じます。

#### **1 4. 身体拘束の適正化**

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### **1 5. 感染症の予防及び蔓延防止のための対策**

事業所内の衛生管理、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症委員会を設置し、その結果について従業者に周知します。専任の担当者を置き、指針の整備、業務継続計画を策定、定期的な見直し、研修・訓練を行います。

## 【指定居宅介護支援に係る利用料金】

利用料は介護保険制度から10割給付され、利用者負担はありません。  
ただし、介護保険料の滞納等により、利用者に10割負担していただく事もあり、  
その場合は下記の利用料金が発生します。

## 1. 基本利用料

<b>居宅介護支援費（Ⅰ）</b> 介護支援専門員1人当たりの取扱い件数が45件未満	
要介護1又は要介護2	11,088円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	14,406円/月

## 2. 加算料金

<b>初回加算</b>	3,063円/月
新規に居宅サービス計画を作成する利用者や、要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し、居宅介護支援を行った場合。	

<b>入院時情報連携加算（Ⅰ）</b>	2,552円/月
利用者が入院してから当日に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供した場合。	
<b>入院時情報連携加算（Ⅱ）</b>	2,042円/月
利用者が入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供した場合。	

<b>退院.退所加算</b>	
医療機関や介護保険施設等に入所していた方が、退院又は退所に当たって、病院等の職員から面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画書を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合。	
<b>退院.退所加算（Ⅰ）イ</b>	4,594円/回
利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合。	
<b>退院.退所加算（Ⅰ）ロ</b>	6,126円/回
利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合。	
<b>退院.退所加算（Ⅱ）イ</b>	6,126円/回
利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた場合。	
<b>退院.退所加算（Ⅱ）ロ</b>	7,657円/回
利用者に関する必要な情報の提供を2回受け、うち1回以上はカンファレンスによる場合。	
<b>退院.退所加算（Ⅲ）</b>	9,189円/回
利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによる場合。	

---

**緊急時等居宅カンファレンス加算**

2,042円/回

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用調整を行った場合。

**通院時情報連携加算**

510円/月

- ① 利用者1人につき、1月に1回の算定の限度とする。
- ② 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

社会福祉法人 健寿会  
在宅介護支援センタープルミエ岡山

## 別紙2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 16.8%  
 通所介護 60.7%  
 地域密着型通所介護 9.8%  
 福祉用具貸与 56.1%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	岡山ふれあい介護サービスセンター 31.0%	南ふれあい介護サービスセンター 24.1%	ホームヘルパーステーションちやいむ 20.7%
通所介護	デイサービスセンタープルミエ岡山 43.8%	創心会百年煌倶楽部岡南 16.2%	宮浦荘通所介護事業所 11.4%
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護デイサービスセンター海見える家100%		
福祉用具貸与	トーカー岡山営業所 50.5%	岡山リハビリ機器販売(有) 30.9%	ライフケア 8.3%

(本人,代理人用)

## 個人情報の利用目的について

社会福祉法人 健寿会は、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、利用者の個人情報の「利用目的」を定めております。

### 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更申請のため
- (2) 利用者に関わる支援計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 市町村、地域包括支援センター、介護サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療系サービスの利用を必要としている場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) その他サービス提供で必要な場合
- (6) 市町村及び国民健康保険団体連合会からの求めにより、情報提供が必要な場合
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容やサービス提供の経過等を記録し、利用者より請求があれば開示する。

平成18年	4月	1日策定
平成25年	4月	1日改定
令和3年	4月	1日改定
令和6年	4月	1日改定
令和7年	4月	1日改定

社会福祉法人 健寿会  
在宅介護支援センタープルミエ岡山

私は、本書面に基づいて本会の職員（職種名：介護支援専門員 氏名 大饗 一美）から重要事項の説明を受け、サービスの提供を受ける事について同意いたします。

又、「個人情報の使用目的について」説明を受け、事業所が私及び家族の個人情報を必要最小限の範囲で使用、提供または収集する事に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

家族 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
続柄 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
続柄 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 1	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
	備考	
緊急連絡先 2	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
	備考	
かかりつけの 医療機関	医師名	
	医療機関名	
	電話番号	

	住 所	
--	-----	--